

○認知症のオーナーから代表権・経営権を承継するとき

事例

当社の80%の株式を保有する代表取締役社長Aが認知症になり、経営判断はもちろん、株主総会での議決権の行使もおぼつかなくなりました。後継者である専務取締役B（社長の長男）に代表権・経営権を承継してもらうためには、どのような手続をとればよいのでしょうか。なお、当社は取締役会設置会社であり、取締役はA、B及び平取締役である私の合計3名ですが、そのうち代表権を有しているのはAのみです。

ポイント

- 1 取締役会設置会社の場合、取締役会決議により、Aを代表取締役から解職し、新たにBを代表取締役に選定することができます。
- 2 ①株主総会による解任決議がなされた場合、②取締役の任期が満了した場合、又は、③Aについて後見又は保佐が開始する等の資格喪失事由が生じた場合には、Aは取締役の地位を喪失しますが、その結果、取締役の員数が不足する場合は、新取締役選任のための株主総会が必要となります。
- 3 判断能力を喪失したAが大株主であるため、株主総会決議の定足数を満たさないという事態に備えて、予防策をとっておく必要があります。

解説


1 代表取締役の解職・選定のための手続

【取締役会の招集】

作成書類	取締役会招集通知	➤ 書式
添付書類	なし	
作成時期	代表取締役が判断能力を欠き、他の招集権者（取締役）が取締役会の招集をするとき（取締役会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合は、その期間）の前まで（会社368①）	

作成者	取締役会の招集権限のある取締役等
送付先	各取締役（監査役設置会社は、各取締役及び各監査役）（会社368①）

【取締役会の決議】

作成書類	取締役会議事録  書式
添付書類	なし
作成時期	取締役会終了後（会社369③、会社規101）
作成者	株式会社（取締役）
保管場所	本店備置（取締役会終了後10年）（会社371①）

◇代表取締役の解職・選定の手続（取締役会設置会社の場合）

現代表取締役A（以下「A」といいます。）が高度の認知症となり、代表取締役としての業務執行が困難な状態となった以上、会社の業務に支障を来さないようにするために、新たな代表取締役を選任する必要性が生じます。そこで、Aが自らの判断で自主的に代表取締役を辞任することができない場合は、取締役会決議によりAを解職の上、後継者である専務取締役B（以下「B」といいます。）を新たな代表取締役に選定することを検討します（会社362②三③）。

会社法上、取締役会で代表取締役を選定・解職するためには、定款で決議要件が加重されていない限り、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、かつ、その過半数が賛成することが必要です（会社369①）。なお、解職対象の代表取締役は定足数には含まれず議決権もないとされているので（最判昭44・3・28判時553・74）、議決要件の充足の有無は、解職対象の代表取締役を除外して検討します（会社369②）。

なお、定款で代表取締役が取締役会の招集権者とされている場合でも（会社366①）、「代表取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。」という趣旨の規定が定められていれば、これに従って他の取締役が取締役会を招集することができます。

なお、代表取締役に事故がある場合を想定した規定が存在しない場合でも、他の取

に定める日が到来することをもって、当該A種株主より株式を取得することができる。

- ① A種株主が死亡したとき
- ② A種株主について成年後見、保佐若しくは補助の審判が確定したとき、又は、任意後見が開始したとき

なお、種類株式の具体的な発行の方法については、前掲「○拒否権付種類株式を発行するとき」、「○取得条項付株式を発行・取得するとき」を参照してください。

(2) 属人的株式の活用

Bに株式を一部譲渡して株主にした上で、定款で属人的株式の規定を置き、Aの判断能力が低下したときにはBの議決権が増加し、Bが単独で会社を支配できるように設定しておくことが考えられます（ただし、全株式譲渡制限会社の場合に限ります。）（会社109②）。これにより、Bに株式購入資金や贈与税負担資金がないために十分な数のAの株式をBに譲渡することができないという場合でも、Aの判断能力が喪失した場合にB単独で会社支配が可能となります。

なお、属人的株式の規定を置くための定款変更（当該定款の定めを廃止するものを除きます。）を行う株主総会の決議は、総株主の半数以上であって、総株主の議決権の4分の3（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければなりません（特殊決議）（会社309④）。

(3) 民事信託の活用

このほかにも、民事信託を利用し、Aを委託者、Bを受託者としてAからBに株式を信託譲渡し、Aが元気なうちは指図権に基づいてBに議決権行使の方法を指図し、Aの判断能力が低下したときにはBが受託者として議決権を行使できるようにしておくといった方法も考えられます（前掲「○株式を信託財産とし、後継者を受益者に指定し、委託者死亡時に受益者に権利移転させるとき（遺言代用型）」ほか参照）。

参考判例等

- 取締役の解任に関する株主総会の決議について、その対象である取締役（株主である取締役）は、当該株主総会の特別利害関係人に当たらないとした事例（最判昭42・3・14判時476・17）
- 代表取締役の解職に関する取締役会の決議について、その代表取締役は特別利害関係人に当たるとした事例（最判昭44・3・28判時533・74）

書 式

●取締役会招集通知（代表取締役の解職・新代表取締役の選定）

取締役会招集ご通知

当社の取締役会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

記

- 1 日 時
令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日） 午前〇時
- 2 場 所
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 当社会議室
- 3 会議の目的事項
第1号議案 代表取締役解職の件
第2号議案 代表取締役選定の件
第3号議案 その他必要な事項

●取締役会議事録（代表取締役の解職・選定）

第1号議案 代表取締役解職の件

議長は、当社代表取締役〇〇〇〇氏が、体調不良のため代表取締役の執務に支障を来している旨を述べ、その理由を詳細に説明した。審議の後、議長がその賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

なお、〇〇〇〇氏は特別利害関係者であるため本件決議に参加しなかった。

第2号議案 代表取締役選定の件

議長は、当社代表取締役〇〇〇〇氏が解職されたので、改めて代表取締役1名を選定する必要がある旨を述べ、代表取締役として下記の者を推薦したい旨を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

なお、被選定者は、代表取締役への就任を承諾した。

記

代表取締役 △△△△